

保護者 殿

学校感染症にかかった時の対応について

琉球大学教育学部附属小学校長

お子様が下記の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条に基づいて、医師の許可が出るまで家庭で安静にしてください（この期間は、感染予防のための「出席停止」となり欠席扱いになりません。）。病気が治った際には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出して下さい。

	学校感染症	出席停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
7	骨膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
8	その他の感染症 (マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症など)	学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※インフルエンザは、「インフルエンザ回復届書」を提出して下さい。

【証明書】

琉球大学教育学部附属小学校

年 組 名前

上記の者は、**学校感染症**（ ）で下記の期間療養が必要でした。集団感染の恐れがなく、再登校することを証明します。

※ 療養期間（ 月 日～ 月 日まで）（出席停止期間）

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印